

令和8年度 相模原市立旭小学校  
いじめ防止基本方針

相模原市立旭小学校

令和8年4月

## 相模原市立旭小学校いじめ防止基本方針

### 【目指す子どもの姿など】

- ・仲間とともに学び合う子
- ・人も自分も大切にする子
- ・心も身体も丈夫にきたえる子

### 【家庭・地域との連携】

- 保護者、PTA
- 学校評議員
- 自治会 など
- ・PTA会合
- ・学級、学年懇談会
- ・教育相談
- ・地域行事、会合 など

### 【校内組織】

- 旭小学校いじめ防止対策委員会
- 学校長【統括、委員会対応】
- 副校長【職員対応・関係機関・専門機関対応】
- 教務主任【連絡調整】
- 児童支援専任教諭【司会、初期対応、児童・保護者対応】
- 総括教諭
- 支援教育コーディネーター
- 教育相談課カウンセラー

### 【関係機関との連携】

- 教育委員会
- 相模原北警察署
- 児童相談所
- 教育相談課
- 緑子育て支援センター など
- ・ケース会議
- ・学警連 など

### 【いじめの未然防止】

- 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり
  - ・学校全体での授業研究と公開
  - ・日々の学級経営
  - ・異学年交流
- 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会の充実
  - ・授業での学び合いの充実
  - ・異学年での交流会
  - ・かがやき活動の活性化
- 学校の教育活動全体を通じた人権教育・道徳教育の推進
- いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、教職員間の平素からの共通理解や、児童、保護者に対するの周知徹底
  - ・打ち合わせでの伝達
  - ・保護者向けお便り配付
  - ・学級指導
- 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組の推進
  - ・学年、学級懇談会での協議
  - ・地域の会合への参加

### 【いじめの早期発見】

- 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめ等について、どの教職員でも相談を行うことのできる体制を整備する。
- 日常的な観察・指導の充実と、児童への積極的な児童理解
  - ・授業時間や休み時間等での観察と指導
  - ・日記や生活ノートによる状況把握

### 【いじめへの対処】

- ・被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

## 1 いじめとは

「いじめ防止対策推進法」によると、いじめの定義に含まれる要素は以下の4つです。

- ①児童生徒であること
- ②一定の人間関係が存在すること
- ③心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④心身の苦痛を感じていること

## 2 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。いじめを防止するための基本方針は以下のとおりである。

- (1) いじめはどの学級、どの児童にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であると全教職員、全児童が認識する。
- (2) いじめを防止するためには、特定の児童や特定の立場の人だけの問題とせず、学校全体で取り組む。
- (3) いじめのない学校を実現するためには、学校、保護者、地域など、学校に関わる全ての者がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する。

## 3 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○ 組織名称： 旭小学校いじめ防止対策委員会

構 成 員： 学校長・副校長・教務主任・児童支援専任教諭・総括教諭・支援教育コーディネーター・教育相談課カウンセラー

○ 委員会の取組内容

- ① いじめに対する学校としての対応確認・全教職員への周知徹底
- ② いじめ防止のための教職員向け研修の検討・計画・実施
- ③ いじめ防止のための地域・保護者向けの情報発信・取り組みの報告

## 4 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
  - ① あたたかい聴き方、やさしい話し方ができる学級づくり
  - ② 伝え合い、学び合いが意欲的にできる授業づくり
  - ③ 目標に向かって、はげまし合える人間関係づくり

- (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
- ① 子ども自身が主体的に楽しい学校を作り上げる教育活動を実践する。
  - ② 異学年交流を通して、世話をしたり、感謝の心をもったりする。
  - ③ 学級内活動を通して、学級の一員としての自覚と責任をもつ。
  - ④ 一人一人の子どもを大切に作る支援体制をつくる。
  - ⑤ 児童会主体のスローガン作成やあいさつ運動に取り組む。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
- ① 日頃の道徳教育でいじめは悪であることを指導する。
  - ② 人権週間で、いじめが人権侵害であることを重点的に指導する。
  - ③ 朝読書による落ち着いた生活態度と、花の栽培を通して命を大切に作る心を育てる活動に取り組む。
  - ④ いじめ防止強化月間での人権・道徳教育と関連させた取り組みを推進する。
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
- ① 校内外で起きた児童のトラブルについて、多くの教職員と共有する。
  - ② いじめには全職員同じ気持ちで対応していることを児童に伝える。
  - ③ 保護者には懇談会やお便り等で、いじめへの対応を伝える。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
- ① PTAなどの会合で学校の様子やいじめへの対応について報告する。
  - ② 学校評議員との懇談でもいじめの実態や、対応について報告する。
  - ③ 懇談会などでいじめに対して協議し、家庭との連携を図る。

## 5 いじめへの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に気を留める。
- ① 朝の健康観察時には、表情などを細かく観察する。
  - ② 毎日、児童一人ひとりに声をかけ、様子に変化がないか確認する。
  - ③ 児童の友人関係の変化に気を配り、休み時間の行動に注視する。
  - ④ 特定の少人数グループなどができていないか把握する。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ① 年3回（6月・11月・2月）に学校生活に関するアンケートを実施し、実態を掴み、面談や指導に生かす。
  - ② 担任と児童との個別対応で悩みや困りごとを聞く。

- ③ 個人面談（7月）や教育相談（通年）などで、保護者と情報交換をする。（7月は全員、12月は希望者との面談）
- (3) 在籍する児童及びその保護者への各種相談機関の周知、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ① 教職員は普段から児童の目線で話を聞く意識をもって指導にあたる。
  - ② 児童や保護者が気軽に相談できる職員の存在を周知する。
  - ③ 学年教職員などで、学級における問題について常に情報交換する。
  - ④ 各種相談機関との連携を行う。
    - ・教育相談課カウンセラーによる相談、校内巡回（毎週火曜日）
    - ・さがみはら子どもSOSダイヤル ヤングテレホン
    - ・相談室だよりの発行
    - ・教育相談課カウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる校内巡視

## 6 いじめの対処

発見・通報をする場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。事態の内容については、記録に残し、適切な対応につなげる。

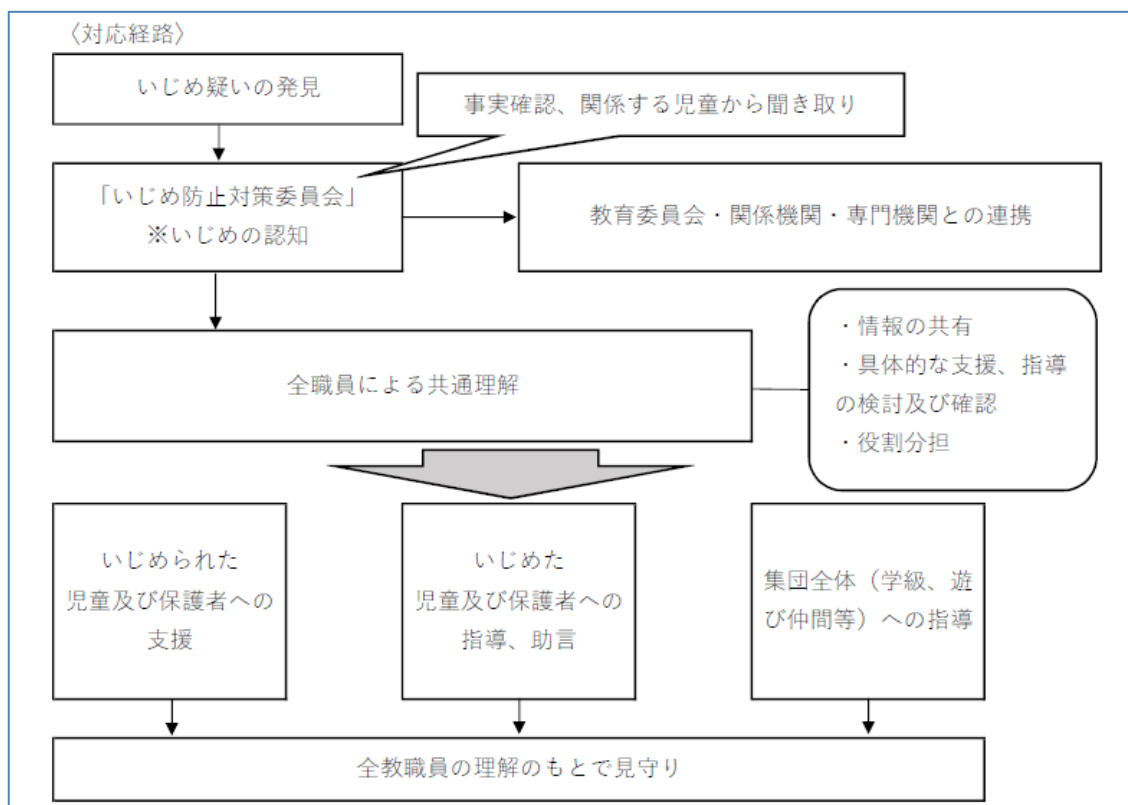
(1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。

- ① 被害児童を安心させるために、守ることを伝え、ていねいに聞き取りをする。
- ② 加害児童に事実や原因を確認し、二度といじめをしないよう指導する。
- ③ 加害児童を被害児童に謝罪を促し、いじめをしないことを約束する。

(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

- ① 双方の保護者に事実と指導内容を早急に報告し、その後の推移を一定期間、報告する。
- ② 教職員の打ち合わせ等で事実を報告し、共通理解をした上で、学校全体でいじめをしないという指導にあたる。
- ③ 教育委員会に事実と経過を報告し、指導・助言を受ける。
- ④ 必要に応じて、関係機関・専門機関に連絡し、助言を受ける。

## 【いじめ対処の流れ】



## 7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。ここで言う重大事態とは例として、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負ったり、いじめが原因で不登校になったり自傷行為を行ったりした場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- いじめが原因で精神性の疾患を発症した場合などを想定する。

- (1) 該当児童に関わりのある全ての児童・教職員に聞き取り調査を行う。
- (2) 教職員全体で重大事態への今後の対応について協議する。
- (3) 教職員全体で原因を追究し、再発防止について協議する。
- (4) 関係機関・専門機関と連携し、全児童の心のケアを図る。
- (5) 関係者等には迅速に対応していく。